解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル二階

株式会社イーリーキシモトホールディングス

代表清算人　岸本　洋子

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

徳島県徳島市城南町二丁目三番三九号

大長今株式会社

代表清算人　寒川　愛美

解散公告

当社は、平成二十六年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

愛媛県松山市二番町三丁目一〇番地二

有限会社東洋企画

代表清算人　岡田美紗子

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

愛媛県喜多郡内子町内子六九三番地一

有限会社大隅テック

清算人　森本　継雄

解散公告

当社は、平成二十六年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

福岡県北九州市門司区新門司北二丁目四番五号

株式会社ＫＨＩ

代表清算人　添田　正道

解散公告

当社は、平成二十六年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

北九州市小倉北区紺屋町五番五号ウインズビル四階

株式会社創和

代表清算人　山口　直彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

熊本県八代市平山新町二五四四番地一

高千穂機械株式会社

代表清算人　小西　直樹

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年十月十七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市鳴無土地改良区

代表清算人　山﨑　幹夫

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十六年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

福岡県筑紫野市二日市中央三丁目六番一二号

医療法人杏竹会

清算人　竹島百合子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

東京都墨田区江東橋三丁目一〇番八号

日本文具事務機器厚生年金基金

清算人　富樫　義弘

配当公告

愛知県名古屋市瑞穂区桃園町六番一九号

破産者　笠井鍛工株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第二四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九、八〇九、四八六円

（内優先的破産債権額

金一〇、九九九、三八九円）

一、配当することのできる金額

金一〇三、一一二、九八四円

（内優先的破産債権額

金一〇、九九九、三八九円）

平成二十六年十一月二十一日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所　破産管財人　村上　文男

配当公告

愛知県豊田市御幸本町五丁目三〇四番地五ロイヤル平成二〇一号、前住所愛知県豊田市住吉町丸山二番地

破産者　鈴木　史郎

平成二十六年十一月二十一日

福岡県北九州市門司区新門司北二丁目四番五号

株式会社ＫＨＩ

代表清算人　添田　正道

解散公告

当社は、平成二十六年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

北九州市小倉北区紺屋町五番五号ウインズビル四階

株式会社創和

代表清算人　山口　直彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

熊本県八代市平山新町二五四四番地一

高千穂機械株式会社

代表清算人　小西　直樹

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年十月十七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市鳴無土地改良区

代表清算人　山﨑　幹夫

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十六年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

福岡県筑紫野市二日市中央三丁目六番一二号

医療法人杏竹会

清算人　竹島百合子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第42期決算公告

平成26年3月27日　大阪市中央区北浜四丁目4番9号

株式会社デジタル

代表取締役　安村　義彦

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,552	流動負債	4,481
固定資産	4,842	固定負債	2,266
有形固定資産	2,650	負債合計	6,748
無形固定資産	458	株主資本	12,562
投資その他の資産	1,733	資本金	3,929
		資本剰余金	5,778
		資本準備金	4,628
		その他資本剰余金	1,150
		利益剰余金	2,854
		利益準備金	81
		その他利益剰余金	2,773
		評価・換算差額等	83
		その他有価証券評価差額金	83
		純資産合計	12,646
資産合計	19,395	負債・純資産合計	19,395

損益計算書の要旨

（自　平成25年1月1日　至　平成25年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	20,034	経常利益	1,969
売上原価	10,563	特別利益	0
売上総利益	9,470	特別損失	1
販売費及び一般管理費	10,220	税引前当期純利益	1,967
営業損失	750	法人税、住民税及び事業税	381
営業外収益	2,837	当期純利益	1,586
営業外費用	117		

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第三九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二九、二一六、八八五円

一、配当することのできる金額

金一三、八四四、〇九二円

平成二十六年十一月二十一日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階　破産管財人　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二七一二番地一、最後の住所栃木県佐野市富岡町六五八番地斉川アパート　被相続人　亡　金沢　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

栃木県足利市助戸三―四―一三　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広